新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、本市における企業立地を促進するため、企業が対象地域内において操業する場合で、一定の条件を満たすときに、当該企業に対して、その土地の取得費若しくは賃借料又は設備投資に係る経費について、助成金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則(昭和50年規則第29号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 企業 次に掲げる者をいう。
 - ア 市外に主たる事業所を有し、市内に工場等を有していない者 で、新たに工場等を取得するもの
 - イ 市内に工場等を有する者で、事業規模の拡大を目的として、 既存工場等のほかに、新たに工場等を取得するもの又は既存工 場等の敷地と一体利用として認められる土地に工場等を拡充す るもの
 - ウ 市内に工場等を有する者で、当該工場等の全部を廃止して、 工場等を移転するもの
 - (2) 工場等 次に掲げる事業の用に供する建物及び構築物をいう。 ア 製造業 (統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に 規定する統計基準である日本標準産業分類で製造業に分類され る事業をいう。)
 - イ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律(平成19年法律第40号)第13条の規定に基づ き新潟県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って実 施される事業 (統計法第2条第9項に規定する統計基準である 日本標準産業分類で電気業に分類される事業を除く。)
 - (3) 新規常用雇用者 工場等の操業に伴い、当該工場等において新たに常用雇用(市外の事業所からの転籍を含む。) された市内に住所を有する者で、雇用保険の一般被保険者であるものをいう。

- (4) 対象地域 次に掲げるものをいう。
 - ア 柏崎機械金属工業団地
 - イ 柏崎臨海工業団地
 - ウ 劔工業団地
 - 工 藤井工業団地
 - 才 柏崎田尻工業団地
 - 力 西山工業流通団地
 - キ 柏崎フロンティアパーク
 - クその他市長が認める国有地及び公有地

(助成対象者)

- 第3条 助成金の交付対象者は、対象地域内に設置した工場等(以下 「助成対象工場等」という。)の操業を開始した企業であって、次 の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 助成対象工場等の敷地である土地が、操業を開始した目前3年以内に新たに取得し、又は賃借若しくは使用貸借(市長が特に認める場合に限る。)したもので、かつ、その面積が、1,000平方メートル以上(対象地域内からの移転にあっては、その面積が、移転前の敷地面積より1,000平方メートル以上増加した場合に限る。)であること。
 - (2) 助成対象工場等の操業開始時において、新規常用雇用者があること。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、助成対象工場等に係る用地取得費若しくは 賃借料又は設備投資に係る経費(以下「設備投資額」という。)と する。ただし、用地取得費又は設備投資額に対する他の補助金等が ある場合は、当該補助金等相当額を控除するものとする。

(用地取得費及び設備投資額に係る助成金の額等)

第5条 用地取得費に係る助成金の額は、助成対象経費に次の表の左欄に掲げる対象地域及び同表の中欄に掲げる新規常用雇用者の数に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1億円を限度とする。

第 2 条 第 4 号 ア か ら キ ま で に 掲 げ る も の	1人以上	2 0 %
第 2 条 第 4 号 ク に 掲 げ る も の	1 ~ 4 人	2 0 %
げるもの	5 ~ 9 人	2 5 %
	1 0 ~ 1 9 人	3 0 %
	$2 0 \sim 4 9 人$	4 0 %
	5 0 人以上	5 0 %

- 2 前項の助成金の交付申請は、助成対象工場等の操業開始の日以降 とし、土地の取得の日から3年以内の期間とする。
- 3 第2条第4号クに掲げる対象地域内において操業した場合、第1項の助成金の交付を受けた後に、新規常用雇用者の増加により、当該助成金の助成率が変更となる場合においては、当該土地を取得した日から起算して3年以内の期間内において、新たな助成率で算出した額と既に交付を受けた額との差額を助成金として交付することができる。
- 4 設備投資額に係る助成金の額は、助成対象工場等の操業のために 新たに取得した工場等及びその附属設備並びに機械及び装置の取得 費に、第1項の表の左欄に掲げる対象地域及び同表の中欄に掲げる 新規常用雇用者の数に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じた額(1, 000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、 3,000万円を限度とする。
- 5 前項の設備投資額に係る助成金については、第3項の規定を適用する。

(賃借料に係る助成金の額等)

- 第6条 賃借料に係る助成金の額は、助成対象経費に前条第1項の表の中欄に掲げる新規常用雇用者の数に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1億円を限度とする。
- 2 前項の規定による助成金の交付期間は、操業の日の属する月以降 5年以内の期間とする。
- 3 第1項の助成金は1年を単位に交付するものとし、助成金の算定に用いる新規常用雇用者の数は、操業時の新規常用雇用者の数とする。
- 4 前項の場合において、第2条第4号クに掲げる対象地域内において操業し、操業時の新規常用雇用者の数を超える月があった場合に

おいては、その月の新規常用雇用者の数を助成金の算定に用いることができ、その月の属する年度の助成金を新たな助成率で算出した額で交付することができる。

(賃借料に係る助成金の特例)

(新規常用雇用者に係る助成金)

- 第6条の2 助成金の交付対象者が第2条第1号アに該当するときは、 前条第1項の規定にかかわらず、賃借料に係る助成金の額は、助成 対象経費の額とする。
- 2 前項の規定による助成金の交付期間は、操業の日の属する月以降1 0 年以内の期間とする。
- 3 第1項の助成金は、1年を単位に交付するものとする。
- 4 助成金の交付対象者が第3条第1号に規定する市長が特に認める場合に該当するときは、土地に対する賃借料のほか建物に対する賃借料を助成対象経費とし、助成金の額は、前条の規定を準用する。
- 第7条 市長は、新規常用雇用者に係る助成金として、第5条第2項 の交付申請時における新規常用雇用者の数に応じ、1人当たり10 万円を交付することができる。ただし、2,000万円を上限とする。

(助成金の返還)

- 第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定め、その全部又は一部の返還を求めることができる。
 - (1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
 - (2) 操業を開始した日後10年以内に事業を休止し、又は廃止した とき。ただし、やむを得ない理由による場合は、この限りでない。
 - (3) 交付規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(助成金の経理)

第9条 助成金の交付を受けた者は、当該事業の経理について、他の経理と明確に区分し、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しなければならない。

(地位の承継)

- 第10条 助成金の交付を受けた企業としての地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り、承継することができる。
- 2 前項の規定により承継を受けようとする者は、あらかじめ、承継承認申請書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。 (事業の休止等の届出)
- 第11条 助成金の交付を受けた者は、操業を開始した日後10年以内に事業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、事業休止(廃止)届(別記第4号様式)により、その旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(様式等)

- 第12条 助成金の交付申請書その他の書類の様式は、次に掲げると おりとする。
 - (1) 企業立地促進助成金交付申請書兼実績報告書 別記第1号様式
 - (2) 企業立地促進助成金交付決定及び確定通知書 別記第2号様式
 - (3) 承継承認申請書 別記第3号様式
 - (4) 事業休止(廃止)届 別記第4号様式
- 2 前項第1号の書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号から第4号までの書類は、最初の申請以後変更がない場合は、2回目以降の申請については、省略することができる。
 - (1) 登記事項証明書及び定款
 - ② 企業概要又は企業案内パンフレット等
 - (3) 工場等建設図面及び機械装置仕様書等
 - (4) 土地売買契約書若しくは土地賃貸借契約書の写し又は建築工事請負契約書若しくは建物賃貸借契約書の写し
 - (5) 領収書等の支払関係書類
 - 6) 雇用保険総括表、雇用保険被保険者資格取得確認通知書等の雇用関係書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 賃借料に係る助成金の第1項第1号の書類の提出期限は、次のと おりとする。

年度区分	対象となる賃借料	期限					
初年度	操 業 を 開 始 し た 日 の 属 す る 月 か ら 当 該 年 度 の 3 月 ま で に 係 る 賃 借 料	2月末日まで					

第第	2 5	年年	度度	か	6	4	月	か	6	꽢	年	3	月	ま	で	に	係	る	賃	借	卧		毎ま	年で	2	月	末	日
	6	年	度			第月な		年満月	度た数	まなま	11	の場に	助合係	\mathcal{O}	4	対月借	象か料	月ら	数そ	がの	6 満	0 た	助と末		金るまで	の 最 、	対終	象月

4 第 6 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 助 成 金 に 係 る 前 項 の 規 定 の 適 用 に つ い て は 、 前 項 の 表 中 「 第 5 年 度 」 と あ る の は 「 第 1 0 年 度 」 と 、 「 第 6 年 度 」 と あ る の は 「 第 1 1 年 度 」 と 、 「 6 0 月 」 と あ る の は 「 1 2 0 月 」 と す る 。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱(平成19年3月告示第24号)による助成金の支払については、平成29年5月31日までの間は、失効後もなおその効力を有する。

(失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、助成金の支払については、令和9年5月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則 (平成31年3月7日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の分について適用し、それ以前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月27日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以後に申請する助成金について適用し、それ以前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和2年4月30日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱の規定は、令和2年4月30日以後に申請する助成金について適用し、それ以前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後に申請する助成金について適用し、それ以前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新潟県柏崎市企業立地促進助成金交付要綱の規定は、 令和4年4月1日以後に助成対象工場等の敷地である土地を取得したものの助成金に係る申請について適用し、令和4年3月3 1日以前に助成対象工場等の敷地である土地を取得したものの 助成金に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の新潟県柏崎市企業立 地促進助成金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出さ れた書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市企業立地促進助成金 交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみ なす。
- 4 この要綱の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現

に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を 加えて使用することができる。

附 則 (令和6年2月20日) この要綱は、令和6年2月20日から施行する。